

独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程
の一部改正について

補助事業を適正かつ円滑に実施するため、機構全体が同じ視点から補助事業を実施するに当たって特に留意すべき事項を独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程（以下「業務執行規程」という。）に定めている。令和4年度における改正は以下のとおり。

1 改正のポイント

- (1) 第5期中期目標の指示が行われたことに伴い、補助事業実施において踏まえるべき政府方針について、補助事業との関連性を考慮し記載されている内容に対して、第4期中期目標から第5期中期目標への変更点を反映（前文）
- (2) 独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成15年農林水産省令第103号）の一部が改正され、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）附則第6条第1項の規定に基づく業務として、新たに補助事業（砂糖生産振興事業）が追加されたことに伴う修正（前文及びその基本計画、2の（1）、7の（2）のイ）
- (3) 肉用牛生産の新規参入等を支援する事業の事後評価実施期間の終了に伴い、該当部分を削除（5の（1）のウ及びエ）
- (4) その他軽微な修正

2 改正内容

別紙新旧対照表のとおり。

独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程（平成15年12月18日付15農畜機第1219号）の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>○独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、農林水産大臣から指示された中期目標において明示されている食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）に係る具体的目標等を十分踏まえつつ、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年12月4日法律第126号）第10条第2号に基づく畜産業振興事業及び同条第4号に基づく野菜農業振興事業並びに同法附則第6条第1項に基づく砂糖生産振興事業（以下「補助事業」という。）を適正かつ円滑に実施するため、機構全体が同じ視点から補助事業を実施するに当たって特に留意すべき事項を業務執行規程として定め、これに基づき業務を行うものとする。</p> <p>なお、基本計画に係る主な具体的目標は、次のとおりである。</p> <p>【基本計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等を着実に実施すること ・肉用牛・酪農の生産拡大など畜産の競争力を強化すること ・新たな需要に応える園芸作物等の生産体制を強化すること <p>[削る。]</p>	<p>○独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、農林水産大臣から指示された中期目標において明示されている食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）及び農業競争力強化プログラム（平成28年11月29日農林水産省・地域の活力創造本部決定）に係る具体的目標等を十分踏まえつつ、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年12月4日法律第126号）第10条第2号に基づく畜産業振興事業及び同条第4号に基づく野菜農業振興事業（以下「補助事業」という。）を適正かつ円滑に実施するため、機構全体が同じ視点から補助事業を実施するに当たって特に留意すべき事項を業務執行規程として定め、これに基づき業務を行うものとする。</p> <p>なお、基本計画及び農業競争力強化プログラムに係る主な具体的目標は、次のとおりである。</p> <p>【基本計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等を着実に実施すること ・肉用牛・酪農の生産拡大など畜産の競争力を強化すること ・新たな需要に応える野菜の生産体制を強化すること <p>【農業競争力強化プログラム】</p> <p>肉用牛・酪農の生産基盤の強化策及び牛乳・乳製品の生産・流通</p>

改正後	現 行
<p>1 〔略〕</p> <p>2 事業実施主体に対する指導・管理 (1) 事業実施主体の執行体制の確認 補助事業を適正に執行する体制を整備させるため、毎年度別紙様式第1号により事業実施主体（<u>生産出荷団体緊急需給調整事業、契約野菜収入確保モデル事業及び持続的畑作生産体系確立緊急支援事業（砂糖の仕向先変更促進対策事業）</u>）の事業実施主体（以下「<u>生産者型等事業実施主体</u>」という。）を除く。）に対し、事業担当者、責任者、事務処理経路及び決裁権限規程等を提出させる。</p> <p>(2) ～ (5) 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 審査基準 事業採択に係る審査に当たっては、次の(1)の要件を満たす事業実施主体から提出される事業実施計画等について、補助金適正化法等関係法令、実施要綱等に基づく(2)に掲げる要件に照らして行うとともに、別紙様式第5号を添付の上、決裁を行うものとする。 なお、施設整備事業（事業内容に施設整備を含む事業。）については、次の点に留意して、事業実施計画承認申請の前に機構に協議さ</p>	<p><u>等の改革等について取り組むこと</u></p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 事業実施主体に対する指導・管理 (1) 事業実施主体の執行体制の確認 補助事業を適正に執行する体制を整備させるため、毎年度別紙様式第1号により事業実施主体（<u>生産出荷団体緊急需給調整助成事業の事業実施主体となった者及び契約野菜収入確保モデル事業の事業実施主体となった者</u>（以下「<u>生産者型事業実施主体</u>」という。）を除く。）に対し、事業担当者、責任者、事務処理経路及び決裁権限規程等を提出させる。</p> <p>(2) ～ (5) 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 審査基準 事業採択に係る審査に当たっては、次の(1)の要件を満たす事業実施主体から提出される事業実施計画等について、補助金適正化法等関係法令、実施要綱等に基づく(2)に掲げる要件に照らして行うとともに、別紙様式第5号を添付の上、決裁を行うものとする。 なお、施設整備事業（事業内容に施設整備を含む事業。）については、次の点に留意して、事業実施計画承認申請の前に機構に協議さ</p>

改正後	現 行
<p>せる。</p> <p>①～③〔略〕</p> <p>(1) 事業実施主体が具備すべき要件（イ及びウについては、<u>生産者型等事業実施主体</u>を除く。）</p> <p>ア～ウ〔略〕</p> <p>(2)〔略〕</p> <p>5 事業達成状況の評価</p> <p>事業実績確定後、次の事業区分に従い次の点に留意して、事業実施計画等に対する達成状況について評価する（<u>生産者型等事業実施主体が実施したものを除く。</u>）。達成状況の具体的な評価については、別途定めるものとする。</p> <p>なお、やむを得ない場合を除き、事業実施計画等に沿った実施ができなかった事業については、その原因を究明し次年度の審査等に反映させる。</p> <p>(1) 施設整備事業</p> <p>ア・イ〔略〕</p> <p>ウ 畜産業振興事業において費用対効果分析手法を導入して設置した施設については、事後評価を行うため、施設の設置後3年目までのものの利用状況の調査を行うこと</p> <p>エ 設置後3年を経過したウの施設については、「畜産業振興事業の実施について」に基づいて事後評価を行うこと。ただし、</p>	<p>せる。</p> <p>①～③〔略〕</p> <p>(1) 事業実施主体が具備すべき要件（イ及びウについては、<u>生産者型事業実施主体</u>を除く。）</p> <p>ア～ウ〔略〕</p> <p>(2)〔略〕</p> <p>5 事業達成状況の評価</p> <p>事業実績確定後、次の事業区分に従い次の点に留意して、事業実施計画等に対する達成状況について評価する（<u>生産者型事業実施主体が実施したものを除く。</u>）。達成状況の具体的な評価については、別途定めるものとする。</p> <p>なお、やむを得ない場合を除き、事業実施計画等に沿った実施ができなかった事業については、その原因を究明し次年度の審査等に反映させる。</p> <p>(1) 施設整備事業</p> <p>ア・イ〔略〕</p> <p>ウ 畜産業振興事業において費用対効果分析手法を導入して設置した施設については、事後評価を行うため、施設の設置後3年目（<u>ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあつては5年目</u>）までのものの利用状況の調査を行うこと</p> <p>エ 設置後3年（<u>ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあつては5年</u>）を経過したウの施設については、「畜産業振</p>

改正後	現 行
<p>理事長が必要と認める場合には、目標年を経過した後に再度事後評価を行うこと</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>6 〔略〕</p> <p>7 進行管理システム等</p> <p>(1) 進行管理</p> <p>実施要綱の通知等、事業実施主体の要領の承認、事業計画の承認等、補助金交付決定、概算払、実績報告等における点検の視点、遅延時の対応、進行の標準については、別表の「補助事業の進行管理表」に基づき行う。</p> <p>(2) 進行管理システム</p> <p>補助事業の進行管理は、次のとおり、「補助事業等管理台帳システム」を用いて行う。</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 畜産経営対策部経営対策課長、酪農乳業部酪農振興課長、畜産振興部管理課長、野菜振興部需給業務課長及び特産業務部特産製品課長は、アで入力された当該部の補助事業の進行状況を毎月取りまとめの上、部長に速やかに報告する。</p> <p>ウ 〔略〕</p>	<p>興事業の実施について」に基づいて事後評価を行うこと。ただし、理事長が必要と認める場合には、目標年を経過した後に再度事後評価を行うこと</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>6 〔略〕</p> <p>7 進行管理システム等</p> <p>(1) 進行管理</p> <p>実施要綱の通知等、事業実施主体の要領の承認、事業計画の承認等、補助金交付決定、概算払い、実績報告等における点検の視点、遅延時の対応、進行の標準については、別表の「補助事業の進行管理表」に基づき行う。</p> <p>(2) 進行管理システム</p> <p>補助事業の進行管理は、次のとおり、「補助事業等管理台帳システム」を用いて行う。</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 畜産経営対策部経営対策課長、酪農乳業部酪農振興課長、畜産振興部管理課長及び野菜振興部需給業務課長は、アで入力された当該部の補助事業の進行状況を毎月取りまとめの上、部長に速やかに報告する。</p> <p>ウ 〔略〕</p>

改正後				現 行			
8 [略]				8 [略]			
別表				別表			
補助事業の進行管理表				補助事業の進行管理表			
進行管理点	点検の視点	遅延時の対応	進行の標準	進行管理点	点検の視点	遅延時の対応	進行の標準
実施要綱の作成、通知	[略]	[略]	[略]	実施要綱の作成、通知	[略]	[略]	[略]
事業実施主体の要領の承認	[略]	[略]	[略]	事業実施主体の要領の承認	[略]	[略]	[略]
事業実施計画の承認等 (基金事業を含む。)	[略]	[略]	[略]	事業実施計画の承認等 (基金事業を含む。)	[略]	[略]	[略]
補助金交付決定	[略]	[略]	[略]	補助金交付決定	[略]	[略]	[略]
概算払	[略]	[略]	[略]	概算払い	[略]	[略]	[略]
実績報告等 (基金管理状況報告を含む。)	[略]	[略]	[略]	実績報告等 (基金管理状況報告を含む。)	[略]	[略]	[略]

改正後				現行							
む。)				む。)							
※1 [略] 2 <u>生産者型等事業実施主体</u> に係る補助事業を除く。 3・4 [略]				※1 [略] 2 <u>生産者型事業実施主体</u> に係る補助事業を除く。 3・4 [略]							
別紙様式第1号 令和 年度独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する執行体制について [略] (別紙) [略]				別紙様式第1号 令和 年度独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する執行体制について [略] (別紙) [略]							
別紙の別添1 [略]				別紙の別添1 [略]							
別紙の別添2 消費税等の課税状況に関するとりまとめ表 (法人格を有しない組合 (任意組合) 等用)				別紙の別添2 消費税等の課税状況に関するとりまとめ表 (法人格を有しない組合 (任意組合) 等用)							
○年度実施事業名 :				○年度実施事業名 :							
No	直接又は 間接事業 実施主体 名及び構	課税売上高 (税抜) (百万円) 前々年度 又は前々	前年度上 半期又は	消費税等の課税 区分 (○年度) A	(機構記入 欄) 消費税 等相当額報 告書の提出	No	直接又は 間接事業 実施主体 名及び構	課税売上高 (税抜) (百万円) 前々年度 又は前々	前年度上 半期又は	消費税等の課税 区分 (○年度) A	(機構記入 欄) 消費税 等相当額報 告書の提出

改正後					現 行				
	成員名	年	前年1月1 日～6月 30日		成員名	年	前年1月1 日～6月 30日
	(記載例)			>>>>>>		(記載例)			>>>>>>
	〇〇生産 組合			④ >>>>>>		〇〇生産 組合			③ >>>>>>
[以下 略]				>>>>>>	[以下 略]				>>>>>>
注1～3 [略]					注1～3 [略]				
別紙様式第2号～別紙様式第5号 [略]					別紙様式第2号～別紙様式第5号 [略]				

附 則 (令和5年3月23日付4農畜機第7003号)
この規程の改正は、令和5年4月1日から施行する。